別表第十三　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（廃止措置として行うべき事項） **第二十二条の六**　法第五十一条の二十四の三第一項の原子力規制委員会規則で定める廃止措置のうち第二種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第十三条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。	（廃止措置として行うべき事項） **第二十二条の六**　法第五十一条の二十五第一項の原子力規制委員会規則で定める措置のうち第二種廃棄物埋設の事業に係るものは、廃棄物埋設地の附属施設（以下「廃止措置対象附属施設」という。）の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質等の廃棄及び第十三条第一項に規定する放射線管理記録の同条第五項の原子力規制委員会が指定する機関への引渡しとする。
（廃止措置実施方針に定める事項） **第二十二条の六の二**　法第五十一条の二十四の三第一項の廃止措置実施方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。 一　氏名又は名称及び住所 二　事業所の名称及び所在地 三　廃止措置の対象となることが見込まれる廃棄物埋設地の附属施設及びその敷地 四　前号の施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法 五　廃止措置に係る核燃料物質による汚染の除去（核燃料物質による汚染の分布とその評価方法を含む。） 六　廃止措置において廃棄する核燃料物質等の発生量の見込み及びその廃棄 七　廃止措置に伴う放射線被ばくの管理 八　廃止措置中の過失、機械又は装置の故障、浸水、地震、火災等があつた場合に発生することが想定される事故の種類、程度、影響等 九　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物埋設施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間 十　廃止措置に要する費用の見積り及びその資金の調達の方法 十一　廃止措置の実施体制 十二　廃止措置に係る品質保証計画 十三　廃止措置の工程 十四　廃止措置実施方針の変更の記録（作成若しくは変更又は第二十二条の六の四の規定に基づく見直しを行つた日付、変更の内容及びその理由を含む。）	［条を加える。］
（廃止措置実施方針の公表） **第二十二条の六の三**　法第五十一条の二十四の三第一項及び第三項の規定による公表は、廃止措置実施方針の作成又は変更を行つた後、遅滞なく、インターネットの利用により行うものとする。	［条を加える。］
（廃止措置実施方針の見直し） **第二十二条の六の四**　第二種廃棄物埋設事業者は、少なくとも五年ごとに、廃止措置実施方針の見直しを行い、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。	［条を加える。］